



請求をしてください。請求は、必ず本人が自書し、郵送で行ってください。

請求後、美祢市選挙管理委員会から投票用紙などを送付しますので、滞在先の市区町村の選挙管理委員会

に開封しないで封筒のまま持参し、投票日前日までに不在者投票をしてください

(投票用紙などへの記入は、必ず滞在先の市区町村の選挙管理委員会で行ってください)。

※他市区町村での不在者投票は、郵送などに日数がかかりますので、早めに手続きしてください。

郵便などによる不在者投票

選挙人で身体に重度の障害がある人は、郵便による投票ができます。

①身体障害者手帳

両下肢もしくは体幹の障害もしくは移動機能の障害

1級もしくは2級

心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこうもしくは直腸もしくは小腸の障害

1級もしくは3級

免疫、肝臓の障害

1級から3級

②戦傷病者手帳

両下肢もしくは体幹の障害

特別項症から第2項症まで

内臓機能の障害

特別項症から第3項症まで

※右記については、「両下肢等の障害」の程度が同程度であることを県知事が書面で証明した人も対象となります。

③介護保険被保険者証

介護保険法の要介護者  
要介護状態区分が要介護5

郵便などによる不在者投票ができる人で、次に該当する人は、あらかじめ市選挙管理委員会に届け出た人(選挙権を有する人)に投票を記載させることができます。

①身体障害者手帳

上肢もしくは視覚の障害の程度

1級

②戦傷病者手帳

上肢もしくは視覚の障害の程度

特別項症から第2項症まで

※右記の障害の程度が、同程度であることを県知事が書面で証明した人についても対象になります。

問合せ先

選挙管理委員会事務局

(☎0837(52)1114)

## 地域包括支援センターからのお知らせ

### 美祢東地域包括支援センターの電話番号が決まりました

美東地域及び秋芳地域を担当する「美祢東地域包括支援センター」の電話番号は、**0837(62)0155** に決まりましたので、お知らせします。

なお、従来の美東相談窓口電話番号 **08396(2)1234** も利用できます。

### 地域包括支援センターにご相談ください

「地域包括支援センター」は、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けることができるよう、さまざまな相談に応じ、地域での生活を包括的に支援する機関です。

「地域包括支援センター」には、主任介護支援専門員、保健師、社会福祉士などが配置されており、専門職種が互いに連携し『チーム』で高齢者の皆さんを支えます。

市内に2か所設置していますので、お住まいの地域の「地域包括支援センター」へご相談ください。

### こんなときは、お気軽に相談してください

- 介護保険のサービスを利用したいけれど、どんなサービスがあるのか知りたい。
- 一人暮らしだけれど、最近、家事をするのが大変になってきた。
- 自宅で介護をしているけれど、介護の悩みを誰かに相談したい。
- もしかしたら高齢者虐待かとも思われることを見たり、聞いたりした。
- 金銭管理や大事な手続きの判断に自信がなくなった。

名 称	美祢市地域包括支援センター	美祢東地域包括支援センター
担当地区	美祢地域	美東地域及び秋芳地域
所在地	大嶺町東分 326 番地 1 高齢福祉課内	秋芳町秋吉 5243 番地 3 特別養護老人ホーム青景園サテライト 秋芳の里内
電話番号	☎0837(54)0138	☎0837(62)0155 ※☎08396(2)1234 も利用できます。

問合せ先 高齢福祉課(☎0837(52)1132)